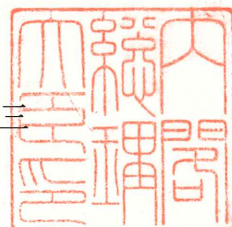




府益担第264号
平成30年2月26日

公益社団法人日本水難救済会
代表者 相原 力 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年2月26日 から 平成35年2月25日 まで